

令和4年度  
世田谷区中小事業者経営改善補助金のご案内  
(旧 業態転換及び新ビジネス創出支援補助金)

長期化した新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでの事業を維持するだけでは利益の確保が困難な中小事業者等の経営改善を支援する補助金です。ECサイトの構築、サービスのオンライン化、テイクアウト、デリバリーなどの実施による売り上げ向上や、ICTの導入による経営の効率化などの新たな取組みにより利益拡大を図るための経費の一部を補助します。

《募集概要》

(1) 補助対象者

世田谷区内に事務所又は事業所を有する中小企業者、個人事業主等

「世田谷区内に事務所又は事業所を有する」とは、法人にあっては「世田谷区内に本店又は支店の登記があること」を、個人にあっては「世田谷区内に住所又は主たる事業所」を有することをいいます。

(2) 補助内容

補助対象事業

新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響を受けた事業者の経済活動を持続するため、業態転換や経営の多角化による売上げ向上や業務改善による経費削減に取り組む事業を補助の対象とします。

【対象となる事業の例】

製造業であるが、直接販売も行いたい。

オンライン受注システムを構築し、ホームページで周知する。

店内での飲食しか行っていなかったが、新たにテイクアウトを始めたい。

テイクアウト専用のカウンターを設けるなどの店舗改装を行う。

商談や書類のやりとりをオンラインで行い、業務の効率化やコストカットを図りたい。

オンライン会議に必要な機器を購入する。

補助対象経費

開発費 器具・備品費、備品リース費 事務所・店舗改装費 広報費  
システム構築・登録利用費 委託・外注費 臨時人件費 研修費

上記経費は、国・都・他区等が実施する他の制度（補助金）の支援を受けていないことが条件

補助上限額

30万円（補助率：補助対象経費の3分の2以内）

補助事業期間

交付決定後の事業開始から令和5年2月28日までの間の最大4か月  
(契約・発注から支払いまでの期間)

裏面もご覧ください

### (3) 事業の流れ



申請を希望される方は、（公財）世田谷区産業振興公社にて実施する中小企業診断士の面談を受けていただきます（予約制、先着順）。

面談では、補助対象事業者の要件を満たしているか、事業計画や経費は妥当な内容であるか、書類はそろっているかなどを確認の上、申請書類一式をお預かりします。

面談は1事業者につき、最大で3回まで実施します。面談で確認できない項目があった場合は、本補助金を申請することはできません。

世田谷区経済産業部商業課にて審査を行い、結果を文書でお知らせします。

交付決定後に補助事業を開始してください。補助事業の期間は最大で4か月です。（交付決定前に着手したものは補助対象外）

事業完了後、30日以内に実績報告書を提出してください。

実績報告書に基づき審査を行い、補助金額を確定し、文書でお知らせします。

請求に基づき、補助金をお支払いします。

### (4) スケジュール（予定）

	募集数	面談の 予約受付	面談の 実施時期	交付決定 ( )	補助事業実施期限
一次募集	30程度	7月1日	7月中～下旬	8月	令和4年12月末日
二次募集	20程度	10月1日	10月中～下旬	11月	令和5年2月末日

面談にて申請書類をお預かりしてから結果を通知するまで、審査に概ね2週間程度かかります。

### (5) 注意事項

・令和2年度及び3年度において、「世田谷区業態転換及び新ビジネス創出支援補助金」を活用された事業者は、本補助金を申請することができません。

別法人であっても、代表者が同一の法人など、過去に補助を受けた事業者と関係が深いと判断された場合は、本補助金の申請をご遠慮いただく場合があります。

・世田谷区地域連携型ハンズオン支援事業（SETACOLOR 及び SETACOLOR LIGHT）と同時に申請することはできません。

～詳しくは、6月15日に、世田谷区ホームページにてお知らせします～

ホームページ：<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/shigoto/006/d00186397.html>

